

## 福井市庁用封筒広告掲載仕様書

### 1 募集する広告媒体

- (1) 名称 福井市庁用封筒  
(2) 使用目的 市民や企業、各種団体等との様々な連絡、お知らせ、会議資料配布など  
(3) 対象封筒・製作枚数

対象封筒	角形2号	長形3号	長形40号
封筒サイズ(mm)	縦332×横240	縦235×横120	縦225×横90
製作枚数	80,000～100,000枚	140,000～160,000枚	90,000～110,000枚

### 2 広告の規格・掲載料など

広告規格 (mm)	色数	掲載位置 <sup>※1</sup>	募集枠数 <sup>※2</sup>	掲載料 <sup>※3</sup>
縦50×横90	黒1色	角形2号封筒の裏面	4枠	0.6円以上× 製作枚数× 1.10
		長形3号封筒の裏面	3枠	
		長形40号封筒の裏面	2枠	

※1 詳細は図1～3を参照

※2 申込枠数に制限は設けないため、同一封筒複数枠の取得を可能とする。

※3 広告掲載料は、入札額（0.6円以上（小数点第2位まで）の広告1枠当たりの単価）に各募集封筒の製作枚数と1.10を乗じたものとする。なお、製作枚数は市が決定する枚数とし、落札者が枚数を変更することはできない。

### 3 広告掲載期間

令和8年7月から令和9年6月頃まで（製作した封筒を使い切るまで）

### 4 広告主の決定方法

広告を自ら掲載又は代理で掲載する事業者（実施要領第6条第2項に規定する事業者を除く。）が応募できるものとする。

一般競争入札にて、募集枠に対し金額の高い順に広告主を決定する。なお、同額で入札をした者が広告主未決定の募集枠数を超えて存在する場合は、当該入札者立会いのもと、くじにより選定する。当該入札者が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじ引きを行う。

### 5 入札者の資格

次に掲げる者は入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当すると認められる者  
(2) 福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(3) 次のいずれかに該当する者で、それぞれに規定する事実があった日から3年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

- ア 本市の競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- イ 本市の競争入札における落札者が本市との契約を締結すること又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた者
- ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり本市の職員の職務の執行を妨げた者
- エ 正当な理由なく本市との契約を履行しなかった者
- オ アからエまでのいずれかに規定する事実があった者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

## 6 申込から落札者決定までの流れ

- (1) 入札参加申込を行う。（8 入札参加申込方法と様式 参照）
- (2) 入札書を提出する。
- (3) 開札、落札者の決定・通知

## 7 スケジュール

日程	内容
2月6日（金）	公告
～3月6日（金）17時15分	入札参加申込関係、入札書 提出期限
3月13日（金）13時	開札、落札者決定
～3月23日（月）17時15分	契約
～4月17日（金）	広告原稿提出（広告内容の審査・決定）
5月上旬頃	広告掲載料入金
7月～	広告掲載用封筒使用開始

## 8 入札参加申込方法と様式

- (1) 提出場所 〒910-8511  
福井市大手3丁目10番1号  
福井市財政部施設活用推進課（市役所本館4階）
- (2) 提出方法 直接持参又は郵送  
郵送の場合は書類書留その他発送事実を証すことのできる方法で郵送すること。  
前述の方法以外で郵送し、必要書類が福井市に到達しなかった場合、福井市はその責任を負わない。
- (3) 提出書類 【入札参加申込関係】
  - ・福井市庁用封筒広告掲載申込書（様式第1号）
  - ・個人の場合、公的機関発行の証の写し（運転免許証、旅券等の住所、氏名及び生年月日が確認できるものの写し又は発行後3

- 月以内の住民票の写し)
- ・法人の場合、履歴事項全部証明書の写し（発行後3月以内）
  - ・入札保証金納付済証（納付通知書兼領収書）の写し
  - 又は入札保証金免除申請書
  - ・その他（会社概要、パンフレット等）※
- ※ 上記のほか、必要に応じて書類の提出を求める場合がある。

#### 【入札関係】

- ・入札書（様式第4号）
- ※ 入札書のみを定型封筒に封入し、封緘部分に割印し、表書きに「3月13日（金）13時 福井市庁用封筒広告掲載入札書在中」と記入した上で、提出すること。
- ※ 申込する封筒の種類、枠ごとに広告1枠あたりの単価（0.6円以上、小数点第二位まで、税抜）を記入すること。
- ※ 複数枠の取得を希望する場合、枠ごとに異なる単価での入札が可能

- （4）提出期限 入札参加申込関係、入札書…3月6日（金）17時15分  
直接持参、郵送いずれも締切日時必着とする。

### 9 入札保証金

#### （1）納付方法

所定の納付書にて納付し、納付済証の写しを、入札参加申込書等と共に提出すること。

#### （2）期限

令和8年3月6日（金）17時15分

#### （3）入札保証金の額

入札保証金の額は、入札金額の100分の5（小数点切り上げ）以上とする。なお、「入札金額」は入札額（単価）に予定数量（見込まれる最大製作枚数）を乗じて得た額の合計に1.10を乗じて得た額とする。

#### （4）入札保証金の免除

入札保証金免除申請書の審査の結果、福井市財務会計規則（昭和39年福井市規則第11号）第93条各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除する。

#### （5）入札保証金の還付

開札後、落札者以外には入札保証金還付請求書の提出を受けて還付し、落札者の入札保証金は契約保証金に充当する。ただし、落札者が契約締結期限までに福井市の定める契約を締結しない場合は、還付しない。

### 10 入札に関する無効事項

次に掲げる入札は無効とする。

- （1）福井市財務会計規則第100条各号のいずれかに該当する入札
- （2）入札書記載の金額を加除訂正した個所若しくは氏名の下に押印のないもの又はそ

の記載が確認できないもの

- (3) 記載事項の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (4) その他入札者が、入札の条件に違反した入札

#### 1.1 契約締結と契約保証金の納付

- (1) 所定の納付書にて契約保証金を納付すること。契約保証金は、入札金額の 100 分の 10 以上の額とする。なお、「入札金額」は入札額（単価）に予定数量（見込まれる最大製作枚数）を乗じて得た額の合計に 1.10 を乗じて得た額とする。
- (2) 契約保証金の納付済証の写しをメール、ファックス又は郵送すること。
- (3) 記名・押印した契約書 2 部を直接持参又は郵送すること。
- (4) 契約保証金には、利息を付さないものとする。
- (5) 契約保証金は、広告掲載料の納入を確認後、落札者からの契約保証金還付請求書の提出を受けて、還付する。落札者が契約を履行しない場合は、広告掲載の契約を解除し、契約保証金は還付しない。

#### 1.2 広告掲載枠数、枠の位置の決定

広告掲載料の高い順に枠の位置を決定する。希望する枠数を必ず取得できるとは限らないため注意すること。

同額での落札が複数あった場合、抽選により順位をつけ、順に希望する枠の位置を決定する。

#### 1.3 広告原稿の提出方法及び提出期限

(提出方法) 電子データにて提出\*

(形式 : BMP、JPEG、PDF のいずれかで高画質のもの)

広告には広告主名称（企業ロゴタイプ可）及び連絡先を明記すること。

(提出期限) 令和 8 年 4 月 17 日（金）

#### 1.4 広告掲載料の納入

契約締結後、市が指定する納付書により、市が指定する期日までに一括納付すること。

#### 1.5 その他注意事項

- (1) 福井市広告事業実施要綱、福井市庁用封筒広告掲載実施要領を遵守すること。
- (2) 申込手続及び契約締結に係る費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (4) 当該広告は民間事業者等の広告であり、市が推奨するものではないことを明確にするため、広告掲載枠外に次の事項を付記することとする。

「福井市では、市有資産を活用し、広告事業に取り組んでいます。なお、広告の内容を福井市が推奨するものではありません。」

- (5) 民間事業者と混同しないよう広告掲載枠上に「民間広告」と表記し、枠線で囲むこととする。
- (6) 広告主募集の結果は、落札者の決定後、施設活用推進課のホームページで、落札

者を公表する。

16 問合せ

〒910-8511

福井市大手3丁目10番1号

福井市財政部施設活用推進課（市役所本館4階）

電話番号 0776-20-5275

ファクシミリ番号 0776-20-5778

メールアドレス sisetu-k-s@city.fukui.lg.jp

開庁日時 平日 8時30分～17時15分

図1 広告掲載位置図（角形2号）



図柄は見本です。令和8年度の図柄は変更になります。

A～D：記号は広告掲載位置の決定に使用します。

図2 広告掲載位置図（長形3号）

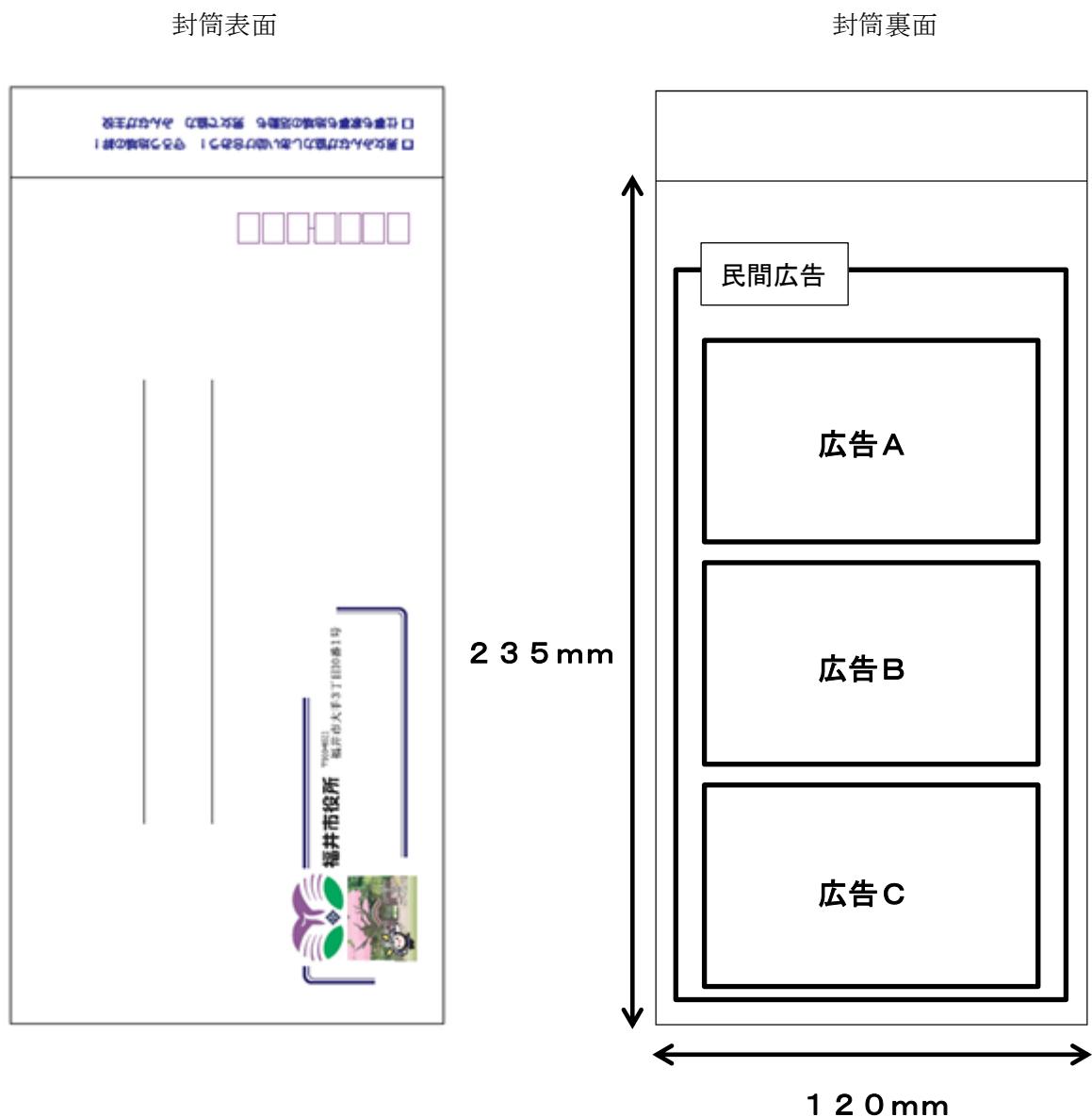
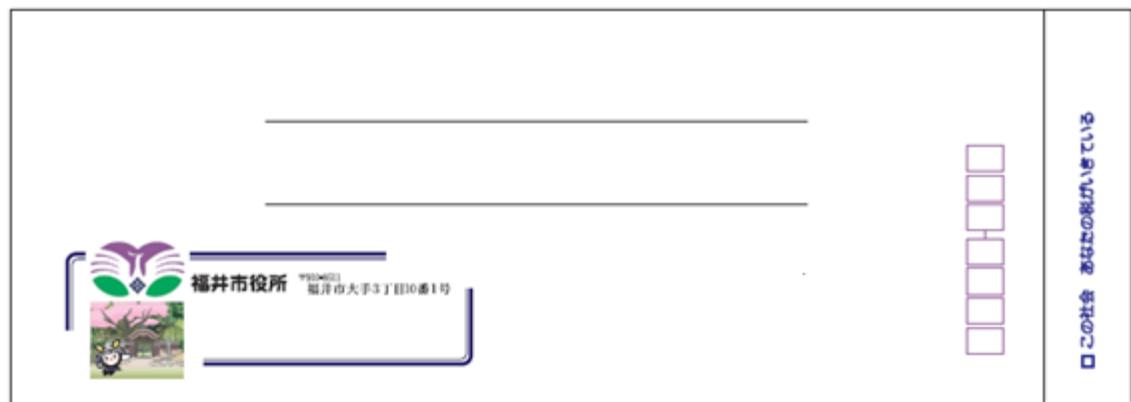


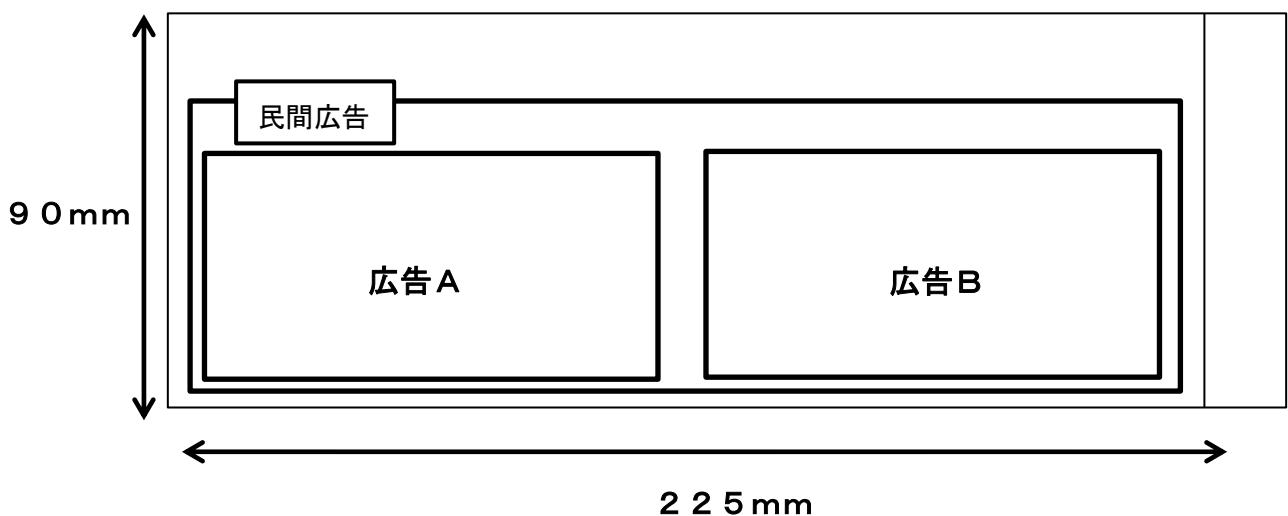
図3 広告掲載位置図（長形40号）

封筒表面



お問い合わせ窓口の場合は、郵便のご

封筒裏面



図柄は見本です。令和8年度の図柄は変更になります。

A～B：記号は広告掲載位置の決定に使用します。